



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出	(福祉指導課) 1
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出 (18件)	(環境農業推進課) 1
○地域登録検査機関の登録の更新 (9件)	( " ) 4
◎高知県立森林研修センター研修館の指定管理者の指定	(森づくり推進課) 14
○保安林の解除予定の通知 (2件)	(治山林道課) 14
○公共測量の終了の通知	(用地対策課) 14
○道路の区域変更 (2件)	(道 路 課) 14
○道路の供用開始 (6件)	( " ) 14
公 告	
○平成30年度調理師試験の実施	(健康長寿政策課) 15
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	15
落札公告	
○落札者等の公告	(土木政策課) 16

告 示

高知県告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日  
 四国調剤くれだ 南門市久礼田101-13 平29・12・16  
 薬局

高知県告示第208号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名  
 高知市高須東町4番8号 高知市農業協同組合 代表理事組合長 宮脇 真道
- 変更した登録事項
  - 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
 (変更前) 高知市葛島3-4-5 福井 麻衣子 (玄米及び大麦)  
 (変更後) (抹消)  
 (届出年月日) 平成29年2月6日
  - 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
 (変更前) (新規登録)  
 (変更後) 高知市鴨部979-6 竹内 貴志 (玄米、小麦、大麦、大豆及びそば)  
 (届出年月日) 平成29年7月25日
  - 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
 (変更前) 高知市屋頭251-3 川添 康正 (玄米、小麦、大麦、大豆及びそば)  
 (変更後) (抹消)  
 (届出年月日) 平成29年11月6日

高知県告示第209号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名  
 安芸市幸町1番16号 土佐あき農業協同組合 代表理事組合長 長野 隆
- 変更した登録事項
  - 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

- (変更前) (新規登録)  
 (変更後) 安芸郡田野町1248-1 下司 貴史 (玄米)  
 安芸市黒鳥1020 恒石 幸男 (玄米)  
 (届出年月日) 平成28年6月22日
- (2) 地域登録検査機関の代表者の氏名  
 (変更前) 代表理事組合長 有澤 敦實  
 (変更後) 代表理事組合長 長野 隆  
 (届出年月日) 平成28年8月1日
- (3) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
 (変更前) 室戸市吉良川町甲2131 吉井 勝利 (玄米)  
 安芸郡芸西村和食甲1333-2 岡村 裕 (玄米)  
 (変更後) 安芸市本町一丁目2-7 コーポきよおか301  
 有澤 毅 (玄米)  
 (届出年月日) 平成29年7月14日

高知県告示第210号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名  
 香南市野市町西野2704番地2 土佐香美農業協同組合 代表理事組合長 中内 英夫
- 変更した登録事項
  - 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
 (変更前) (新規登録)  
 (変更後) 高知市介良乙2671-4 山本 誠 (玄米及び大豆)  
 香南市野市町西野208-1 村山 昂弘 (玄米及び大豆)  
 (届出年月日) 平成28年6月2日
  - 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
 (変更前) 香美市香北町日ノ御子414 毛利 康孝 (玄米)  
 香南市野市町西野514-1-405 栗林 佳礼 (玄米)  
 香南市野市町西野208-1 村山 昂弘 (玄米及び大豆)  
 (変更後) 高知市一宮中町二丁目8-48一宮タワーレジデンス401号 毛利 康孝 (玄米)

<p>香南市野市町大谷598-13 栗林 佳礼（玄米）</p> <p>香南市野市町西野208-11 村山 昂弘（玄米及び大豆）</p> <p>（届出年月日） 平成29年7月27日</p> <p><b>高知県告示第211号</b></p> <p>農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月16日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</p> <p>南国市大桶乙894番地1 南国市農業協同組合 代表理事組合長 高田 幸一</p> <p>2 変更した登録事項</p> <p>(1) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類</p> <p>（変更前） 南国市篠原864-1 野村 種稔（玄米）</p> <p>（変更後） （抹消）</p> <p>（届出年月日） 平成28年5月2日</p> <p>(2) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類</p> <p>（変更前） 高知市大津644-1 内村 徳彦（玄米）</p> <p>（変更後） 高知市大津乙644-1 内村 徳彦（玄米）</p> <p>土佐市新居4693-1 近澤 慶哉（玄米）</p> <p>（届出年月日） 平成28年6月2日</p> <p>(3) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類</p> <p>（変更前） 高知市棧橋通り3-22-13 土方 剛（玄米）</p> <p>南国市篠原869-1 コーポアレスト203 長谷 昌彦（玄米）</p> <p>（変更後） 高知市棧橋通3-22-13 土方 剛（玄米）</p> <p>南国市立田1288-11 長谷 昌彦（玄米）</p> <p>南国市浜改田705-1 安岡 豊臣（玄米）</p> <p>（届出年月日） 平成29年5月30日</p> <p><b>高知県告示第212号</b></p> <p>農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月16日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</p> <p>土佐郡土佐町土居284番地1 土佐れいほく農業協同組合</p>	<p>代表理事組合長 西村 行雄</p> <p>2 変更した登録事項</p> <p>農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類</p> <p>（変更前） 香美市土佐山田町上母ノ木304-1 山崎 久慈（もみ及び玄米）</p> <p>（変更後） （抹消）</p> <p>（届出年月日） 平成29年6月14日</p> <p><b>高知県告示第213号</b></p> <p>農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月16日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</p> <p>高知市春野町西分512番地2 高知春野農業協同組合 代表理事組合長 島田 信行</p> <p>2 変更した登録事項</p> <p>(1) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類</p> <p>（変更前） （新規登録）</p> <p>（変更後） 高知市春野町西分1617 上田 紘平（玄米）</p> <p>高知市長浜1278-6 セゾンジェルメII-202 山崎 久充（玄米）</p> <p>（届出年月日） 平成28年6月13日</p> <p>(2) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類</p> <p>（変更前） （新規登録）</p> <p>（変更後） 高知市長浜1511-2-2 メゾンシャルマンB 101 原 健輔（玄米）</p> <p>（届出年月日） 平成29年7月27日</p> <p><b>高知県告示第214号</b></p> <p>農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月16日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</p> <p>高岡郡四万十町榊山町586番地2 四万十農業協同組合 代表理事組合長 武政 盛博</p> <p>2 変更した登録事項</p> <p>農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類</p>	<p>（変更前） （新規登録）</p> <p>（変更後） 高岡郡四万十町茂串町11-10 坂本 啓輔（玄米及び大豆）</p> <p>高岡郡四万十町秋丸456 窪田 太一（玄米及び大豆）</p> <p>高岡郡四万十町打井川86-1 宗崎 誠（玄米及び大豆）</p> <p>高岡郡四万十町作屋567-イ 坂本 創（玄米及び大豆）</p> <p>（届出年月日） 平成29年8月9日</p> <p><b>高知県告示第215号</b></p> <p>農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月16日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</p> <p>四万十市右山五月町7番40号 高知はた農業協同組合 代表理事理事長 長尾 理夫</p> <p>2 変更した登録事項</p> <p>農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類</p> <p>（変更前） （新規登録）</p> <p>（変更後） 四万十市安並1203 森岡 洋平（玄米）</p> <p>四万十市西土佐江川2669-1 高橋 築（玄米）</p> <p>四万十市具同7510-137 宮部 慎也（玄米）</p> <p>（届出年月日） 平成29年7月7日</p> <p><b>高知県告示第216号</b></p> <p>農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。</p> <p>平成30年3月16日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</p> <p>高知市五台山5015番地1 株式会社J Aエナジーこうち 代表取締役 川島 徹也</p> <p>2 変更した登録事項</p> <p>(1) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類</p> <p>（変更前） 高知市長浜蒔絵台1-1-1 坂本 修一（玄米）</p> <p>四万十市田ノ川乙718 久保田 和浩（玄米）</p> <p>宿毛市平田町中山852-5 佐田 幸雄（玄米）</p>
--	---	---

米) (変更後) (抹消) (届出年月日) 平成29年1月10日	高岡郡佐川町甲1751番地1 コスモス農業協同組合 代表理事組合長 伊藤 喜男	(変更後) 高知市五台山594 蒲原 佐知(玄米) (届出年月日) 平成28年6月16日
(2) 地域登録検査機関の代表者の氏名 (変更前) 代表取締役 野村 久男 (変更後) 代表取締役 川島 徹也 (届出年月日) 平成29年7月4日	2 変更した登録事項 (1) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類 (変更前) (新規登録) (変更後) 吾川郡いの町小川東津賀才187-5 筒井 秀和(玄米) 吾川郡いの町波川1723-9 平松 克美(玄米) 吾川郡いの町天王南5-12-10 京本 貴嗣(玄米) (届出年月日) 平成28年7月19日	(2) 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地 (変更前) 南国市十市2328番地1 (変更後) 南国市十市3535番地 (届出年月日) 平成29年8月3日
(3) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類 (変更前) (新規登録) (変更後) 高知市北秦泉寺67岡村アパート東1号 山崎卓(玄米) 高岡郡四万十町十川1405-1 芝 幸介(玄米) (届出年月日) 平成29年8月3日	(2) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類 (変更前) 高岡郡佐川町室原284 鎌倉 健一(玄米) (変更後) (抹消) (届出年月日) 平成29年1月30日	<b>高知県告示第220号</b> 農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。 平成30年3月16日 高知県知事 尾崎 正直
<b>高知県告示第217号</b> 農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。 平成30年3月16日 高知県知事 尾崎 正直	(3) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類 (変更前) 高岡郡日高村本郷2365 戸梶 義久(玄米) (変更後) (抹消) (届出年月日) 平成29年4月3日	1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 高知市朝倉南町9番12号 高知食糧株式会社 代表取締役社長 山崎 広起
1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 須崎市多ノ郷甲3751番地11 土佐くろしお農業協同組合 代表理事組合長 森光 幹男	(4) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類 (変更前) (新規登録) (変更後) 吾川郡佐川町加茂2734-2 蒲原 涼(玄米) 吾川郡佐川町甲407-1 県営住宅佐川団地2-204 佐竹 謙(玄米) 吾川郡いの町6494-28 畑瀬 佑介(玄米) (届出年月日) 平成29年5月11日	2 変更した登録事項 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類 (変更前) (新規登録) (変更後) 高知市朝倉本町1-4-18-16 下元 祥吾(玄米) (届出年月日) 平成28年6月10日
2 変更した登録事項 (1) 地域登録検査機関の代表者の氏名 (変更前) 代表理事組合長 西森 慶郎 (変更後) 代表理事組合長 森光 幹男 (届出年月日) 平成28年7月26日	<b>高知県告示第219号</b> 農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。 平成30年3月16日 高知県知事 尾崎 正直	<b>高知県告示第221号</b> 農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。 平成30年3月16日 高知県知事 尾崎 正直
(2) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類 (変更前) 高岡郡津野町白石丙311-1 松本 武士(玄米) (変更後) 高岡郡津野町赤木1295-1 松本 武士(玄米) (届出年月日) 平成29年3月16日	1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 南国市十市3535番地 十市農業協同組合 代表理事組合長 中沢 猛男	1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 高知市南久保5番16号 高知ケンペイ株式会社 代表取締役 西山 彰一
<b>高知県告示第218号</b> 農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。 平成30年3月16日 高知県知事 尾崎 正直	2 変更した登録事項 (1) 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類 (変更前) (新規登録)	2 変更した登録事項 農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類 (変更前) 四万十市利岡962 上岡 保雄(玄米) 香南市野市町兎田445-8 伊藤 隆之(玄米) 安芸市川北甲2009-5 福本 浩史(玄米) (変更後) 高知市西久万284-10 清遠 祐介(玄米) 高知市薊野北町四丁目14-15-5 清岡 智也(玄米) (届出年月日) 平成28年6月2日
1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名		<b>高知県告示第222号</b> 農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定に

より地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名  
須崎市青木町8番13号 西内株式会社 代表取締役社長 西内 大
- 2 変更した登録事項  
農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
(変更前) (新規登録)  
(変更後) 南国市大桶乙1483-1 関田 光平(玄米)  
(届出年月日) 平成29年7月6日

#### 高知県告示第223号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名  
高知市日の出町1番1号 有限会社高橋米穀店 代表取締役 高橋 徹
- 2 変更した登録事項  
農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
(変更前) (新規登録)  
(変更後) 高知市日の出町1-1 秋山 兼一(玄米)  
(届出年月日) 平成28年6月10日

#### 高知県告示第224号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名  
高岡郡四万十町仁井田220番地3 有限会社宮内商店 代表取締役 宮内 重延
- 2 変更した登録事項  
農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類  
(変更前) (新規登録)  
(変更後) 高岡郡四万十町口神ノ川696-2 久川 丈二

(玄米)

(届出年月日) 平成28年5月26日

#### 高知県告示第225号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名  
長岡郡本山町北山字東クボ甲268の5 一般財団法人本山町農業公社 代表理事 田岡 清
- 2 変更した登録事項  
地域登録検査機関の代表者の氏名  
(変更前) 代表理事 藤川 豊文  
(変更後) 代表理事 田岡 清  
(届出年月日) 平成29年10月10日

#### 高知県告示第226号

農産物検査法(昭和26年法律第144号。以下「法」という。)第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

様式第3号別紙

登録番号	1	登録年月日	平成28年7月13日
登録検査機関の名称	高知市農業協同組合		
代表者氏名	代表理事組合長 宮藤 廣道		
主たる事務所の所在地	高知市高須東町4番8号		

農産物の種類 を行う区域	農産物の種類	農産物の住所	農産物の種類	証明書 番号	部分検査業者登録証		
					委託 の区分	登録検査機関 の名称	代表者 氏名
高知県	国内産玄米、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば		玄米、小麦、大豆、そば	K3928001			
		高知市屋頭251-3	玄米、大豆、そば	K3928002			
		高知市五台山2169	玄米、大豆、そば	K3928003			
		高知市一ツ橋町1-44	玄米、大豆	K3928004			
		高知市鏡今井153-2	玄米	K3928005			
		高知市里政甲209-6	玄米、小麦	K3928006			
		高知市円行寺141-4	玄米、小麦	K3928007			
		高知市高須新町2-8-16	玄米、小麦	K3928008			
		高知市中薬泉寺40-2	玄米、小麦	K3928009			
		高知市潮新町1-2-39	玄米、小麦	K3928010			
		高知市高須2-22-2	玄米、小麦	K3928011			
		高知市長浜5855-6	玄米	K3928012			
		高知市針木東町7-3-307	玄米	K3928013			
		高知市若草町3-1-407	玄米、小麦	K3928014			
		高知市高須3丁目27-13 岡崎マツコ301	玄米	K3928015			
		高知市土佐山弘瀬483-1	玄米	K3928016			
		高知市朝倉甲567-1	玄米、大豆、そば	K3928017			
		土佐市宇佐町宇佐2900	玄米	K3928018			
		南国市大涌甲1255-5	玄米	K3928019			
		高知市長浜1540-3	玄米	K3928020			
		高知市神田151-1 本ノミ 神田公園705	玄米	K3928021			
		高知市朝倉本町2-14-14	玄米	K3928022			
		高知市高須新木3-30	玄米	K3928023			
		高知市土佐山彦川1272	玄米	K3928024			
		高知市春野町平和464	玄米	K3928025			
		高知市神田928-1 ハ7屋A1棟203	玄米、大豆	K3928026			
		高知市石立町1068マツノ24-106	玄米、大豆	K3928027			
		高知市横内144-42	玄米、小麦	K3928028			
		高知市豊島3-4-5	玄米、小麦	K3928029			
		高知市西薬泉寺397	玄米、小麦、大豆	K3928030			
		香美市土佐山田町339-5	玄米、小麦、大豆	K3928031			
		高知市深谷町5	玄米、小麦、大豆	K3928032			
		高知市仁井田3880	玄米、小麦、大豆				

備考 「1」A高知市

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

高知県告示第227号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

様式第3号別紙

登録番号	2	登録年月日	平成29年7月4日
登録検査機関の名称	土佐あき農産協同組合		
代表者氏名	代表理事組合長 長野 隆		
主たる事務所の所在地	安芸市津町1番16号		

農産物の種類		国内産玄米	
農産物の種類	氏名	住 所	農産物の種類
高知県 農産物検査 を行う区域	馬田 雅一	高知市夜須町西山1587-5	玄米
	小松 泰久	安芸郡安田町清664-4	玄米
	安藤 武志	安芸郡奈半利町甲2925	玄米
	吉井 勝則	香川市吉良川町甲2131	玄米
	山本 俊二	安芸郡芸西村西分甲1279	玄米
	嶋部 和彦	安芸郡奈半利町乙2921-3	玄米
	高谷 徳久	安芸郡東津町大字野根内885	玄米
	笹岡 拓	高知市蓮津1679	玄米
	山本 晶	安芸郡芸西村和食甲1603 3号ハ-4-芸西103	玄米
	中野 恭夫	安芸郡安田町正弘5313-3ニ-中1204号	玄米
	斎藤 陽平	安芸郡田野町3153	玄米
	安岡 香樹	安芸郡奈半利町乙1625-1	玄米
	西山 佳玄	安芸郡奈半利町乙2936	玄米
	岡村 裕	安芸郡芸西村和食甲1333-2	玄米
	小松 智憲	安芸市井ノ口甲1627-1	玄米
	尾原 祐司	安芸郡田野町601	玄米
	有光 大	安芸市下山1987	玄米
	鶴広 隆彦	安芸市伊尾木641-1	玄米
	栗山 洋久	香川市笠津325-16	玄米
	田中 瑞穂	香川市野井町電野1068-15	玄米
光本 剛	高知市津野町大字白飯217	玄米	
小松 直次	安芸市尾川乙180	玄米	
下司 貴史	安芸郡田野町1248-1	玄米	
恒石 幸男	安芸市黒島1020	玄米	
備 考	略称「JA土佐あき」		

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

高知県告示第228号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

様式第3号別紙

登録番号	3	登録年月日	平成29年7月4日
登録検査機関の名称	王佐香美農業協同組合		
代表者氏名	代表理事組合長 中内 英夫		
主たる事務所の所在地	香南市野市町西野2704番地2		

登録の区分

品位等検査

農産物の種類

国内産玄米、国内産大麦、国内産大豆、国内産そば

農産物検査を行う区域	氏名	住所	農産物の種類	19名 証明書 番号	受委託 の区分	登録検査機関 の名称	代表者 氏名	主たる事務 所の所在地
高知県	前田 民男	香美市土佐山田町楠目2831	玄米、大豆、そば	K3928057				
	松田 祐丞	香南市香我美町岸本269	玄米、大豆、そば	K3928058				
	中原 千聡	南国市福船465-4	玄米、大麦、大豆、そば	K3928059				
	畑野 望	香美市香北町猪野々489	玄米、大麦、大豆、そば	K3928060				
	田原 和幸	香南市野市町西野52-2	玄米、大麦、大豆、そば	K3928061				
	山中 恵彦	香南市野市町東佐古140-2	玄米、大麦、大豆、そば	K3928062				
	野川 博志	香美市香北町美良布424-8	玄米、大豆	K3928063				
	山本 雅夫	香南市吉川町吉原175	玄米、大豆	K3928064				
	西内 浩章	香南市野市町兎田162	玄米	K3928065				
	枝常 一哉	香南市野市町西野2120-1	玄米	K3928066				
	光明院 薫雄	南国市本福甲659-7	玄米	K3928067				
	坊 潤一	香美市物部町大坂242	玄米	K3928068				
	永森 聖一	香南市野市町東佐古924-2	玄米	K3928069				
	小林 大	高知市神田801-7	玄米	K3928070				
	岡田 誠	香美市土佐山田町玉町2-10-15	玄米	K3928071				
	毛利 康孝	高知県香美市香北町日ノ獅子414	玄米	K3928072				
	梁林 佳礼	香南市野市町西野514-1-405	玄米	K3928073				
	山本 誠	高知市分良乙2671-4	玄米、大豆	K3928291				
	村山 昌弘	香南市野市町西野208-1	玄米、大豆	K3928292				

備考 「J」A土佐香美

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

高知県告示第229号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）  
第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

様式第3号別紙

登録番号	4	登録年月日	平成29年7月4日	
登録検査機関の名称	南州市農業協同組合			
代表者氏名	代表理事組合長 高田 幸一			
主たる事務所の所在地	南州市大福乙89番地1			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産玄米			
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			
高知県	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号
森本 哲	南州市西豊町定林寺334	玄米	K3928074	受委託の区分
徳久 一夫	南州市下島乙75	玄米	K3928075	登録検査機関の名称
和泉 依	南州市国分1001-1	玄米	K3928076	代表者氏名
福留 修二	香美市上佐山田町久次396	玄米	K3928077	主たる事務所の所在地
武市 有生	南州市大福甲1926-14	玄米	K3928078	
内村 徳彦	高知市大津乙644-1	玄米	K3928079	
井上 靖久	南州市稲生1331-1	玄米	K3928080	
北村 幸司	香美市土佐山田町新改871-2	玄米	K3928081	
中村 文徳	南州市大福甲369-4	玄米	K3928082	
佐藤 功	南州市田村乙1175-2	玄米	K3928083	
久竹 保範	高知市豊岩山90-95	玄米	K3928084	
東森 徹	南州市比江110-2	玄米	K3928085	
前田 精彦	南州市立田2107-1	玄米	K3928086	
西川 邦紀	南州市大福甲591-5	玄米	K3928087	
西園 功	南州市大福甲369-5	玄米	K3928088	
北村 世雄	南州市田村乙1919-2	玄米	K3928089	
土方 康史	南州市上佐山田町京田383	玄米	K3928090	
土方 剛	高知市浅穂通3-22-13	玄米	K3928091	
矢野 秀幸	香美市土佐山田町岩次102	玄米	K3928092	
辰谷 昌彦	南州市立田1288-11	玄米	K3928093	
武市 義男	南州市大福乙3242	玄米	K3928094	
山本 修平	高知市中央道8-8	玄米	K3928095	
鈴木 照文	南州市物部333	玄米	K3928096	
近藤 盛哉	土佐市新居4693-1	玄米	K3928098	
安園 豊臣	南州市流改田705-1	玄米	K3928099	
備 考	略称「南州市」			

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

高知県告示第230号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

様式第3号別紙

登録番号	5	登録年月日	平成29年7月4日
登録検査機関の名称	土佐れいほく農業協同組合		
代表者氏名	代表理事組合長 西村 行雄		
主たる事務所の所在地	土佐郡土佐町土居28番地1		

登録の区分

農産物の種類

国内産もみ 国内産玄米

農産物検査を行う区域	氏名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	成分検査業務委託先	
						登録検査機関の名称	代表者氏名
高知県	山首 美三夫	土佐郡土佐町井400	もみ、玄米	K3928097			
	川田 清也	土佐郡土佐町藤山203	もみ、玄米	K3928098			
	大石 範行	長岡郡本山町大石682	もみ、玄米	K3928099			
	竹政 敬生	土佐郡土佐町瀬川1317	もみ、玄米	K3928100			
	栗名 公平	長岡郡大豊町川口1129-5	玄米	K3928101			
	石本 雅哉	長岡郡本山町北山内764-3	玄米	K3928102			
	小笠原 雅生	長岡郡大豊町岩原1173	玄米	K3928103			
	佐賀野 智範	土佐郡土佐町瀬井2790	玄米	K3928104			
	佐久間 啓之	長岡郡大豊町立川下名487-5	玄米	K3928105			
	澤田 直人	土佐郡土佐町高須433-1	玄米	K3928106			
	中山 宗	長岡郡本山町本山537-3	もみ、玄米	K3928107			
	西基 勇哉	土佐郡土佐町土居129-1	もみ、玄米	K3928108			

備考 「れいほく」

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

高知県告示第231号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

様式第3号別紙

登録番号	6	登録年月日	平成29年7月1日
登録検査機関の名称	高知春野農業協同組合		
代表者氏名	代表理事組合長 島田 慎行		
主たる事務所の所在地	高知市春野町西分52番地2		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産玄米		
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員		
高知県	氏 名	住 所	農産物の種類
	伊藤 聡啓	高知市春野町西分1736	玄米
	木戸 純平	高知市長浜5716-1	玄米
	元吉 智千	高知市春野町森山1698-4	玄米
	宇賀 孝雄	高知市春野町弘岡中567	玄米
	川島 邦亮	高知市春野町秋山2521-6	玄米
	西森 達倫	吾川郡いの町天王瀬9丁目2-8	玄米
	徳弘 剛裕	高知市春野町森山1915	玄米
	上田 純平	高知市春野町西分1617	玄米
	山崎 久亮	高知市長浜1278-6セブンジュエルⅡ-202	玄米
備 考	略称「A春野」		

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

高知県告示第232号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

様式第3号別紙

登録番号	7	登録年月日	平成14年7月4日	
登録検査機関の名称	四万十農業協同組合			
代表者氏名	代表理事組合長 武政 盛博			
主たる事務所の所在地	高知郡四万十町瀬山町58番地2			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産玄米、国内産大豆			
農産物検査を行う区域	氏名	住 所	農産物の種類	証明書番 号
高知県	武市 裕英	高知郡四万十町弘見386	玄米、大麦、大豆	K3928117
	武田 賢治	高知郡四万十町東北ノ川467	玄米、大麦、大豆	K3928118
	川上 勇吾	高知郡四万十町弘見94	玄米、大麦、大豆	K3928119
	門脇 邦博	高知郡四万十町仁井田1728-47	玄米、大豆	K3928120
	森本 英和	高知郡四万十町根々崎194	玄米、大豆	K3928121
	吉岡 俊人	高知郡四万十町環百8-4	玄米、大豆	K3928122
	川上 貴也	高知郡中土佐町大野見茶路369	玄米、大豆	K3928123
	西森 拓也	高知郡四万十町八千敷157-1	玄米、大豆	K3928124
	久川 修身	高知郡四万十町金上野1261	玄米、大豆	K3928125
	山崎 裕介	高知郡四万十町敬神29	玄米、大豆	K3928126
	竹田 昌玄	高知郡四万十町金上野334	玄米、大豆	K3928127
	寺村 将基	高知郡中土佐町大野見川奥26	玄米、大豆	K3928128
	秋田 将博	高知郡四万十町香月が丘2-30	玄米、大豆	K3928129
	富永 言愛	高知郡四万十町打井川1975	玄米、大豆	K3928130
	田井 雅彦	高知郡四万十町南川口197-2	玄米、大豆	K3928131
	多賀 義弘	高知郡四万十町若井川1550	玄米、大豆	K3928132
備 考	略称「JA四万十」			

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

高知県告示第233号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

様式第3号別紙

登録番号	8	登録年月日	平成29年7月4日
登録検査機関の名称	高知はた 農業協同組合		
代表者氏名	代表理事理事長 長尾 理夫		
主たる事務所の所在地	四万十市石山五丁目番地40号		
登録の区分	品位等検査		

農産物検査を行う区域	農産物の種類	氏名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
高知県	農産物検査を行う区域	林 憲治	四万十市岩田375-54	玄米、大麦	K3928134				
		加用 真啓	四万十市津藏洞577-1	玄米、大麦	K3928135				
		谷崎 忍	四万十市古津賀3121	玄米、大麦	K3928136				
		大谷 久男	四万十市入田2118-1	玄米、大麦	K3928137				
		横山 弘	幡多郡黒潮町佐賀2081	玄米、大麦	K3928138				
		溝淵 誠	宿毛市高砂11-22	玄米、大麦	K3928139				
		林 幹	土佐清水市下ノ加江571-1	玄米、大麦	K3928140				
		渡辺 啓	高岡郡四万十町打井川560	玄米	K3928141				
		段松 靖	宿毛市柳ノ川1823-37	玄米	K3928142				
		二宮 寿明	宿毛市山奈町芳家2143	玄米	K3928143				
		山崎 知水	幡多郡黒潮町有井川1566	玄米	K3928144				
		上戸 泰文	高岡郡四万十町内川237	玄米	K3928145				
		永野 志津範	高岡郡四万十町井崎846	玄米	K3928146				
		竹内 寿彦	幡多郡黒潮町熊野浦238-12	玄米	K3928147				
		武山 幸弘	高岡郡四万十町大道960-2	玄米	K3928148				
		伊菜 寛昭	宿毛市山奈町山田1447	玄米	K3928149				
		芝上 賀彰	幡多郡黒潮町浮輪1935-1	玄米	K3928151				
		橋本 誠	四万十市具同5505-6	玄米	K3928152				
		木村 登	土佐清水市リノノイ739-9	玄米	K3928153				
		林 和伸	土佐清水市三橋浦1-7-29	玄米	K3928154				
宮川 正憲	高岡郡四万十町11876-2	玄米	K3928155						
渡辺 哲	幡多郡黒潮町入野5196-131	玄米	K3928156						
矢野 勝	四万十市敷地1188-3	玄米	K3928157						
奥田 眞猪	幡多郡黒潮町春ノ川985-1	玄米	K3928158						
田中 稔	幡多郡大月町短ノ井855	玄米	K3928159						
沖 勝	四万十市双海537	玄米	K3928160						
倉 備	幡多郡黒潮町入野53375	玄米	K3928161						
				玄米	K3928162				

備 考	略称「JA高知はた」	農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
吉村 秀人	幡多郡大月町短ノ井1815-11	玄米	K3928163					
谷脇 祐二	高岡郡四万十町大井川446	玄米	K3928164					
今城 大樹	四万十市中村松野2-62	玄米	K3928165					
寛淵 敏一	幡多郡黒潮町入野2314	玄米	K3928166					
有田 武文	宿毛市橋上町神有1054	玄米	K3928167					
宮地 洋幸	四万十市具同8494-6	玄米	K3928168					
安藤 岳	高岡郡四万十町大正806コーポ四万十1-205	玄米	K3928169					
秋田 光平	幡多郡黒潮町入野5196-61	玄米	K3928170					
谷田 周平	四万十市石山2033	玄米	K3928171					
田村 卓也	宿毛市秋原6-20	玄米	K3928172					
津野 和弘	四万十市古津賀2366-46	玄米	K3928173					
川上 忠臣	高岡郡四万十町11108-1	玄米	K3928174					
阿部 俊哉	幡多郡三原村成山153-2	玄米	K3928175					
横山 栄和	四万十市具同7058-15	玄米	K3928176					
中脇 康	四万十市西土佐用井457	玄米	K3928177					
吉尾 健太郎	幡多郡黒潮町田野浦218	玄米	K3928178					
尾崎 秀倫	四万十市石山天神町1-3	玄米	K3928179					
尾崎 幸徳	四万十市西土佐茂木122-3	玄米	K3928180					
新改 一樹	四万十市西土佐須崎174	玄米	K3928181					
多田 翼	四万十市具同8726-15	玄米	K3928182					
所谷 歩	宿毛市山北599	玄米	K3928183					
岡田 弘和	幡多郡大月町短ノ井620-5	玄米	K3928184					
佐藤 謙	宿毛市西町5-3-23	玄米	K3928185					

高知県告示第234号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により告示する。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

様式第3号別紙

登録番号	9	登録年月日	平成29年7月4日
登録検査機関の名称	株式会社J.A.エナジーこうち		
代表者氏名	代表取締役 野村 久男		
主たる事務所	高知市五台山15015番地1		
登録の区分	品位等検査		

農産物検査を行う区域	農産物の種類		農産物の検査員		農産物の住所	証明書番号	登録検査機関の名称	受委託の区分	代表者氏名	主たる事務所所在地
	氏名	住 所	氏 名	住 所						
高知県	川村 勤吉	高知市鴨部1178-7	玄米			K3928186	成分検査業務受委託先			
	石河 仁志	香南市香我美町上分1325	玄米			K3928187				
	横谷 篤志	香美市香北町小川202-2	玄米			K3928188				
	小川 智之	香美市土佐山田町楠目1550	玄米			K3928189				
	宮川 京二	幡多郡黒潮町入野2914	玄米			K3928191				
	上岡 政明	四万十市角倉981	玄米			K3928192				
田中 富雄	四万十市津倉1078-1	玄米			K3928193					
備考										

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が肥料用玄米のみ又は肥料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(肥料用もみ)又は玄米(肥料用玄米)と記載する。

**高知県告示第235号**

森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）第19条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。  
平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称  
高知県立森林研修センター研修館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称  
南国市双葉台7番地1  
公益財団法人高知県山村林業振興基金
- 3 指定期間  
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

**高知県告示第236号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
宿毛市小筑紫町石原字ホヲセン畑1882の15
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
河川管理施設用地とするため

**高知県告示第237号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
四万十市常六字ゴゼバイ791の53から791の55まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第238号**

香南市長から平成29年9月高知県告示第599号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。  
平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第239号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村下田ノ口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町下田の口字上シホタ1332番1から 幡多郡黒潮町下田の口字五反田575番6まで	前	11.4 46.5	919
	後	10.0 47.0	

**高知県告示第240号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安居公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町入江谷字ハマバ168番から 吾川郡仁淀川町入江谷字新川448番1まで	前	5.2 21.6	79
	後	9.8 29.1	

**高知県告示第241号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村下田ノ口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町下田の口字上シホタ1332番1から 幡多郡黒潮町下田の口字五反田575番6まで	919	平成30年3月16日

**高知県告示第242号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日ノ御子土佐山田
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市香北町白川字西平361番1から 香美市香北町白川字有ノ木谷406番1まで	103	平成30年3月16日

**高知県告示第243号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 後免中島高知

## 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市布師田字入口2684番 2地先から 高知市布師田字入口2687番 1まで	13	平成30年3月16日

## 高知県告示第244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下山越知
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡越知町越知字谷屋敷 甲1066番1から 高岡郡越知町越知字七九甲 1026番11まで	66	平成30年3月16日

## 高知県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋丸佐賀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡黒潮町川奥字大峠東 山1000番4から	410	平成30年3月16日

幡多郡黒潮町川奥字衣ノ串 585番口地先まで		日
---------------------------	--	---

## 高知県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安居公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町入江谷字ハ マバ168番から 吾川郡仁淀川町入江谷字新 川448番1まで	79	平成30年3月16日

## 公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成30年度調理師試験を次のとおり行う。

なお、調理師試験の実施に関する事務は、同条第2項の規定により指定試験機関である公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

平成30年3月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験の日時  
平成30年10月13日（土）午後1時30分から
- 2 試験の場所
  - (1) 高知会場  
高知市朝倉戊375番地1 高知県立ふくし交流プラザ
  - (2) 安芸会場  
安芸市本町三丁目11番5号 安芸商工会館
  - (3) 幡多会場  
四万十市右山五月町7番40号 高知はたJ A会館
- 3 受験願書の提出期間  
平成30年5月14日（月）から同年6月25日（月）までの間に受け付ける。  
なお、郵送による場合は、平成30年6月25日付けの消印のあ

るものまで受け付ける。

- 4 受験願書の提出先  
東京都中央区日本橋掘留町二丁目8番5号 JACCビル5階（郵便番号103-0012）  
公益社団法人調理技術技能センター
- 5 受験願書の配付時期等  
平成30年5月14日から同年6月25日までの間に、県内の各福祉保健所及び高知市保健所、高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー並びに県内の各市町村窓口において配付する。
- 6 その他
  - (1) 受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書により指示する。
  - (2) 詳細については、公益社団法人調理技術技能センター（電話番号03-3667-1815）に問い合わせること。

## 公安委員会告示

## 高知県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成30年3月16日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
雑踏警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
  - (1) 検定の実施日及び開始時間  
平成30年6月20日（水）午前9時
  - (2) 検定の実施場所  
香川県高松市郷東町587番地1  
香川地域職業訓練センター
- 3 検定の実施予定人員  
10人
- 4 受検資格者  
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
- 5 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。

<p>ウ 雑踏の整理に関すること。</p> <p>エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 雑踏の整理に関すること。</p> <p>イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続</p> <p>検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間</p> <p>平成30年5月14日（月）から同月18日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法</p> <p>検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。</p> <p>なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 県内に住所を有する者にあつては住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）</p> <p>ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法</p> <p>受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付</p> <p>受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法</p> <p>検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。</p> <p>なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 受検時の服装</p> <p>警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試</p>	<p>験を受けられる服装とすること。</p> <p>(2) 持参品</p> <p>ア 受検票</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽</p> <p>エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 その他</p> <p>この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。</p> <p>10 検定の実施に関する問い合わせ先</p> <p>高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係</p> <p style="text-align: center;">----- 落 札 公 告 -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>平成30年3月16日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 落札に係る特定役務の名称及び数量</p> <p>土木政策課プリントサービス 一式</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地</p> <p>高知県土木部土木政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号</p> <p>3 落札者を決定した日</p> <p>平成30年2月7日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所</p> <p>株式会社三愛商会 高知市鴨部二丁目20番16号</p> <p>5 落札金額</p> <p>(1) モノクロ印刷</p> <p>1ページ当たり 1円27銭（消費税及び地方消費税を含まない。）</p> <p>(2) カラー印刷</p> <p>1ページ当たり 4円80銭（消費税及び地方消費税を含まない。）</p> <p>6 契約の相手方を決定した手続</p> <p>一般競争入札</p> <p>7 政令第6条の公告をした日</p> <p>平成30年1月23日</p>	
--	---	--